

平成10年 9 月 1 日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会

会 長 金 子 正



個人情報の管理と電算処理に関わる取扱いについて

鎌倉市職員住所データ流出については広く伝えられたところですが、本件は、個人情報保護に関わる重要な事項ですので、当審議会は、担当課の職員から当該個人情報の管理方法等について事情聴取するなどして、慎重に審議いたしました。

その結果、現行の個人情報の管理は、「鎌倉市情報処理組織の運営及び管理に関する規程（平成6年3月31日庁達第10号）」並びに「鎌倉市文書取扱規程（昭和41年3月31日庁達第3号）」に基づいて処理されているところですが、プリントアウトされたデータの管理については、より一層慎重・確実な取扱いをされるよう強く要望します。

なお、電算処理化された当該情報の処理に関わる取扱いについては、今後個人情報の電算処理化がますます推進される中で、将来の動向を見据え、不正なアクセスを防止する上から、その利用状況を適正に把握する仕組みを検討されるよう希望します。